

ひろしんキャッシュカード振込規定

1. 「ひろしんキャッシュカード振込」取引

「ひろしんキャッシュカード振込」は、「キャッシュカード」(以下「カード」という)を利用し、依頼人の現金自動預金支払機(以下「支払機」という)操作により、利用口座からご指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した受取人口座へ振込む場合に利用できるものとします。

2. 振込の受付

- (1) 支払機を使用して振込むときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号と振込金額および所定の内容をボタンにより操作してください。
- (2) 当金庫で受信した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合に、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
- (3) 支払機の画面に振込金額、受取人等の表示が出ますので、内容を確認のうえボタンを操作してください。ボタンを操作された時点で、振込内容を確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は、振込依頼書および払戻請求書の提出をうけることなく振込金額を利用口座から自動的に引落します。
- (5) この取扱いによる1回当りの払込金額の限度は、当金庫があらかじめ指定した金額、または届出により登録された限度額のいずれか少ない金額の範囲内とします。また、利用時間は、当金庫が定めた時間内とします。
- (6) 振込金額と次項の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる金額を含む)を超えるときは、振込みできません。

3. 手数料

支払機による振込を利用されるときは、当金庫所定の振込手数料をお支払いいただきます。この振込手数料は、振込金額引落し時に、通帳および払戻請求書の提出を受けることなく利用口座から自動的に引落します。

4. 免責事項

- (1) やむを得ない事由による通信機器・回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。なお、支払機および回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合は、障害回復後に取扱い内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱いによる振込の受付の際送信された暗証番号、支払指定口座番号、登録番号等と当金庫があらかじめ登録した暗証番号、支払指定口座番号、登録番号等との一致を確認して取扱いましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) この取扱いによる発信を行った後は、組戻し処理は行いません。万一、止むを得ない事由により組戻し処理を行つた場合は、受取人との間に争議が生じましても、当金庫は責任を負いません。

5. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

6. 規定の準用

この規定に定めのない事項については「キャッシュカード規定」により取扱います。

以 上

(2020年4月1日現在)